

## 議案第 22 号

調布市指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 30 年 3 月 1 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

### 提案理由

指定介護予防支援等の事業の運営等に関する基準について、厚生労働省令に準ずる規定に改めるとともに、所要の改正を行うため、提案するものであります。

調布市条例第 号

調布市指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

調布市指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年調布市条例第5号）の一部を次のように改正する。

題名中「指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに」を削り、「人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法」を「運営等」に改める。

目次を削る。

第1章の章名を削る。

第1条中「。以下「法」という。」及び「第1号」を削り、「指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）の指定に係る事業者の要件並びに指定介護予防支援（法」を「指定介護予防支援（同法）」に、「事業の」を「事業者の指定並びに事業の」に改める。

第2条を次のように改める。

（事業者の指定の基準）

第2条 介護保険法第115条の2第2項第1号の規定により条例で定める者は、法人とする。

第2章の章名を削る。

第 3 条を次のように改める。

(運営等の基準)

第 3 条 第 1 条に規定する基準（前条の規定に該当する部分を除く。）については、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 37 号）に準ずるものとする。ただし、規則で定めるものにあつては、この限りでない。

第 3 章から第 6 章までを削る。

第 7 章の章名を削る。

第 35 条を第 4 条とする。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。